

第3次春日井市DV対策基本計画事業案

基本理念: 人権が尊重されるDVのない社会の実現

現 行					改 定 案						
基本目標	施策の方向	事業内容		区分	所管課	基本目標	施策の方向	事業内容		区分	所管課
1 DV防止のための啓発・教育の推進	(1)市民への広報・啓発の充実	①広報、ホームページ等を活用した更なる啓発	広報春日井、男女共同参画情報紙「はるか」、ホームページ等により、DV防止に向けた啓発を行います。	継続	男女共同参画課	1 市民への広報・啓発の充実	1 広報、ホームページ等を活用したさらなる啓発	DV防止に向け、広報春日井を活用した啓発や、ホームページの充実に努めます。また、男女共同参画情報紙「はるか」やDV防止リーフレットを公共施設、商業施設などの目に触れやすい場所に設置し、さらなる啓発を行います。	継続	男女共同参画課	
			DV防止リーフレットを作成し、公共施設等への配布・設置により、更なる啓発に努めます。	継続							
			DV被害者を発見しやすい立場にある医療関係者や民生委員・児童委員等に対して、DVに関する正しい知識とその危険性など適切な情報提供を行い、相談窓口の周知や通報等、被害者の早期発見への協力を呼びかけます。	継続							
		②DVに関する正しい理解と認識を図るための講座等の実施	市民がDVに関する正しい理解と認識を得られるよう、講演や講座等の啓発事業を実施します。	継続	男女共同参画課		2 DVに関する正しい理解と認識を図るための機会の提供	市民がDVに関する正しい理解と認識を得られるよう、講演や講座等の啓発事業を実施し、支援に関わる人材養成に努めます。	継続	男女共同参画課	
							DV被害者を発見しやすい立場にある民生委員・児童委員や医療関係者等に対して、DVに関する正しい知識とその危険性など適切な情報提供を行い、被害者を早期発見し、相談窓口につなげるよう協力を呼びかけます。	継続			
					3 DV防止運動の実施	啓発強化期間を設け、公共施設等でパネル展示やDV防止啓発カード等の配布を行います。また街頭などで、より多くの人にあらゆる暴力をなくすための運動を行います。	拡充	男女共同参画課			
	(2)若年層への教育・啓発の充実	①学校における人権や男女平等についての教育の充実	小中学校において、人権週間や道徳の時間などを通じ、人権尊重の意識を高める教育を進めます。	継続	学校教育課	2 若年層への教育・啓発の充実	4 学校における人権や男女平等についての教育の充実	小中学校において、人権週間や道徳の時間などを通じ、人権尊重の意識を高める教育を進めます。	継続	広報広聴課 学校教育課	
			中学生、高校生、大学生等若年層を対象とし、交際相手からの暴力問題について考える機会としてDVセミナーを開催します。	拡充	男女共同参画課			5 若年層に向けた啓発事業の強化	早い段階から加害者にも被害者にもならないために、交際相手からの暴力問題も含めたDVセミナーを開催します。	継続	男女共同参画課
		デートDV防止に関するリーフレットの作成・配布による啓発に取り組みます。	新規	デートDV防止パンフレットを配布し、DVを未然に防止するための啓発に取り組みます。			継続				
						SNSなどを利用した暴力被害にあわないために、チラシ等で周知を図るとともに、被害にあった時の相談窓口の情報提供を行います。	新規				
(3)加害者に対する取組	①「加害者更生プログラム」に関する情報収集	DVの再発防止には、加害者更生プログラムなど加害者に対する積極的な働きかけが必要なことから、国等の調査研究の情報収集に努めます。	継続	男女共同参画課	(3)加害者に対する取組み		19に移動				

現 行					改 定 案						
基本 目標	施策の方向	事業内容	区分	所管課	基本 目標	施策の方向	事業内容	区分	所管課		
2 相談体制の充実	(1)安心して相談できる体制づくり				2 相談体制の充実	1 相談窓口の情報提供 2-(1)-①から	相談窓口の情報を掲載した啓発カードやパンフレット等の配布場所を拡大し、被害が深刻になる前に相談できるよう相談窓口の周知に努めます。	継続	男女共同参画課		
							外国人に相談窓口の情報提供をするため、外国語版啓発資料を作成し、配布します。	新規			
		①相談窓口の周知	相談窓口の情報を掲載した携帯カードやパンフレット等の配布場所の拡大により、更なる相談窓口の周知に努めます。	継続		男女共同参画課			6に移動		
		②電話、面接、オンライン相談の充実	相談者が安心して相談できるよう、情報の管理を適切に行います。	継続		男女共同参画課	2 安心して相談できる体制づくり	7 電話、面接、オンライン相談の充実	被害者が安心して相談できるよう、秘密の保持や個人情報の管理を徹底します。また、相談窓口の安全を確保します。	継続	男女共同参画課
	休日、夜間の相談に対応するため、警察との一層の連携を図ります。		継続	休日、夜間の相談に対応するため、警察との一層の連携を図ります。	継続						
	男性が抱える様々な問題解決のため、男性に対する相談体制を整えます。		新規	女性被害者の安全等に配慮しつつ、男性が抱えるさまざまな問題解決のため、男性に対する相談体制を整えます。	継続						
						8 苦情に対する適切な対応 5-(2)から	相談・支援に係る職員の対応等に関して、苦情が寄せられた場合、被害者の立場に立った適切な対応に努めます。	継続	男女共同参画課		
	(2)相談員の資質向上	①相談担当者への支援の充実	より適切な相談を行うとともに、複雑な問題を抱えた事例にも対応できるよう、相談員の連絡会議での事例検討やスーパービジョンの実施により、相談員等の資質向上やメンタルケアを実施します。	拡充	男女共同参画課	3 相談担当者の資質向上	9 相談担当者への支援の充実	複雑・多様化する相談に適切に対応できるよう、事例検討会やスーパービジョンの実施により、相談担当者の資質向上に努めます。	継続	男女共同参画課	
								相談担当者がひとりで問題を抱え込まないよう、バックアップ体制を整備し、二次受傷を防ぐためにもメンタルヘルスケアの充実に努めます。	継続		
								10 研修への派遣	的確な相談・関係機関への案内等の支援ができるよう他機関等が実施する研修へ相談担当者を派遣し、相談対応力の向上を図ります。	継続	男女共同参画課
	(3)高齢者、障がい者、外国人に対する相談の充実	①高齢者、障がい者の相談	地域包括支援センター、障がい者生活支援センターとの連携による適切な対応を行います。	新規	男女共同参画課 介護・高齢福祉課 障がい福祉課	4 高齢者、障がい者、外国人に対する相談の充実	11 高齢者、障がい者の相談	地域包括支援センター、障がい者生活支援センターとの連携による適切な対応を行います。	継続	男女共同参画課 地域福祉課 障がい福祉課	
			手話通訳者の確保等により、相談者との意思疎通を図ります。	新規	男女共同参画課 介護・高齢福祉課 障がい福祉課			手話通訳者の確保等により、被害者との意思疎通を図ります。	継続	男女共同参画課 障がい福祉課	
②外国人の相談		相談時の通訳の派遣や外国語パンフレットによる情報提供により、相談体制の充実を図ります。	継続	男女共同参画課	12 外国人の相談		相談時の通訳の派遣や外国語パンフレットによる情報提供により、相談体制の充実を図ります。	継続	男女共同参画課 市民活動支援センター		

現 行					改 定 案						
基本 目標	施策の方向	事業内容		区分	所管課	基本 目標	施策の方向	事業内容		区分	所管課
3 被害者の安全確保の徹底	(1)被害者情報の保護	①住民基本台帳事務に係る支援措置の実施	住民基本台帳の閲覧等の制限を実施します。また、住民基本台帳に基づいて事務処理を行う部署での情報管理の徹底と連携を図ります。	継続	男女共同参画課 市民課 関係各課	1 被害者情報の保護	13 住民基本台帳事務に係る支援措置の実施	住民基本台帳の閲覧等の制限を実施します。また、住民基本台帳に基づいて事務処理を行う部署での情報管理の徹底と連携を図ります。	継続	男女共同参画課 市民課 関係各課	
		②被害者に関する情報管理の徹底	学校・保育園等において、被害者及び同伴する子どもの情報管理を徹底します。	拡充	保育課 学校教育課		14 被害者に関する情報管理の徹底	関係各課において被害者及び同伴家族の個人情報の保護を徹底します。	継続	男女共同参画課 関係各課	
	(2)保護体制の充実	①警察等関係機関との連携	警察との連携を強化するとともに、愛知県女性相談センター、愛知県春日井児童相談センターとの連携により、被害者や子ども等の同伴家族、支援者等の安全を確保します。	継続	男女共同参画課 子ども政策課	3 被害者の安全確保の徹底	15 警察等関係機関との連携	警察との連携を強化するとともに、愛知県女性相談センター、愛知県春日井児童相談センターとの連携により、被害者や子ども等の同伴家族、支援者等の安全を確保します。	継続	男女共同参画課 子ども政策課	
			被害者が警察への援助の申出や保護命令等を迅速に利用できるよう、情報提供に努めます。	継続	男女共同参画課 子ども政策課			被害者が警察への援助の申出や保護命令等を迅速に利用できるよう、情報提供に努めます。	継続		
		②一時保護施設との連携	緊急時においては、一時保護施設と連携するとともに、被害者に関する情報共有を図り、一時保護施設に入所するまでの被害者やその子ども等の同伴家族の安全を確保します。	継続	男女共同参画課 介護・高齢福祉課 障がい福祉課 子ども政策課		16 一時保護施設との連携	緊急時においては、一時保護施設と連携するとともに、被害者に関する情報共有を図り、被害者やその子ども等の同伴家族の安全を確保します。	継続	男女共同参画課 地域福祉課 障がい福祉課 生活支援課 子ども政策課	
		③民間支援団体等との連携	民間支援団体等の情報を収集し、連携に努めます。	継続	男女共同参画課		17 民間団体との連携	民間団体が持つ支援体制やノウハウを活用し、複雑・多様化した被害者のさまざまな問題やニーズに対応できるよう、連携に努めます。	継続	男女共同参画課	
								18 加害者に対する取組み 1-(3)-①から	被害者保護の観点から、加害者からの相談や加害者に対する働きかけについて国等の動向を把握し、情報を収集します。	継続	男女共同参画課

現 行					改 定 案						
基本 目標	施策の方向	事業内容		区分	所管課	基本 目標	施策の方向	事業内容		区分	所管課
4 被害者の自立支援の充実	(1)生活再建への支援	①住宅に関する支援	市営住宅の入居条件や入居手続きに際して、被害者の実情を考慮し、柔軟に対応します。	継続	住宅施設課	4 被害者の自立支援の充実	1 生活再建への支援	19 住宅に関する支援	市営住宅や民間住宅等の入居に際し、被害者の実情を考慮し、柔軟に対応します。	継続	男女共同参画課 住宅施設課
			子どもを同伴する被害者の自立を図るため、母子生活支援施設への入所について支援を行います。	継続	子ども政策課				子どもを同伴する被害者の自立を図るため、母子生活支援施設への入所について支援を行います。	継続	子ども政策課
		②経済的な支援	関係する法律の中で、適正・迅速に支援を行います。	継続	男女共同参画課 生活支援課 保険医療年金課 子ども政策課 学校教育課			20 経済的な支援	生活保護や各種貸付等の情報提供や手続きの支援を行います。	継続	男女共同参画課 生活支援課 子ども政策課
			緊急の生活資金の助成制度について調査・研究します。	継続					国民健康保険、母子福祉関連制度、児童扶養手当等の各種制度の周知と活用への支援を行います。	継続	男女共同参画課 保険医療年金課 生活支援課 子ども政策課 学校教育課
			国民健康保険、母子福祉関連制度、児童扶養手当等の各種制度の周知と活用への支援を行います。	継続					男女共同参画課 生活支援課 子ども政策課	21 就労に向けた支援	就業支援セミナー等の開催及び情報収集・提供を行います。
		就労に必要な技能・資格取得のための講座情報や給付金制度の情報を提供します。	継続	ハローワークと連携し、被害者の状況に応じた就労の情報提供や就労相談などの、支援を行います。	継続						
	生活困窮者への就労支援として、ハローワークとの連携に取り組みます。	継続	22 同行支援の実施	関係機関、関係各課等への手続きが円滑に進むよう、必要に応じて同行支援を行います。	継続		男女共同参画課				
	(2)精神的な支援	①医療機関等の情報提供	メンタルヘルス相談やカウンセリング等心理的なケアが必要な場合は、医療機関に関する情報を提供します。	継続	男女共同参画課 健康増進課		2 心の回復への支援	23 医療機関等の情報提供	メンタルヘルス相談やカウンセリング等心理的なケアが必要な場合は、医療機関に関する情報を提供します。	継続	男女共同参画課 健康増進課
		②自助グループの情報提供	現在活動中の自助グループの情報を提供します。	継続	男女共同参画課			24 自助グループの情報提供	被害者の孤立を防ぎ、地域での自立につなげるために、自助グループの情報を提供します。	継続	男女共同参画課

現 行					改 定 案						
基本 目標	施策の方向	事業内容	区分	所管課	基本 目標	施策の方向	事業内容	区分	所管課		
4 被害者の自立支援の充実	(3)子どもへの支援	①就園・就学への支援	就園・就学及び転校にあたっての配慮や就学援助等の支援を引き続き実施します。	継続	保育課 学校教育課	4 被害者の自立支援の充実	3 子どもへの支援	25 就園・就学への支援	就園・就学及び転校にあたっての配慮や各種制度の案内、手続きの支援を行います。	継続	男女共同参画課 保育課 学校教育課
								被害者と同居する子どもの就園や就学について、関係機関・関係各課と情報の共有を図ります。	継続		
	(3)子どもへの支援	②子どもの心理的ケア	保育士や教員、スクールカウンセラー等、保育、教育関係者に対し、DVに関する特性や制度、配慮すべき事項について周知します。	拡充	男女共同参画課 子ども政策課 保育課 学校教育課	4 被害者の自立支援の充実	3 子どもへの支援	26 子どもの心理的ケア	保育士や教員、スクールカウンセラー等、保育、教育関係者に対し、DVに関する特性や制度、配慮すべき事項について周知します。	継続	男女共同参画課 保育課 学校教育課
			愛知県春日井児童相談センター等との連携により、子どもの心理的ケアを実施します。	新規					DVの目撃者となった子どもに対し、愛知県春日井児童相談センター、スクールカウンセラー等と連携し、子どもの心理的ケアを実施します。	継続	男女共同参画課 子ども政策課 学校教育課
	(4)高齢者、障がい者、外国人への支援	①高齢者、障がい者への支援	福祉施策を活用し、関係部署・機関等との連携を取りながら、状況に応じた支援を行います。	継続	男女共同参画課 地域福祉課 障がい福祉課	4 被害者の自立支援の充実	4 高齢者、障がい者、外国人への支援	27 高齢者、障がい者への支援	被害者のニーズに応じた福祉施策を活用し、関係部署・機関等との連携を取りながら、支援を行います。	継続	男女共同参画課 地域福祉課 障がい福祉課
			②外国人への支援	在住外国人によるコミュニティ団体との連携を図ります。	継続				男女共同参画課	28 外国人への支援	在住外国人によるコミュニティ団体の情報を提供します。

現 行					改 定 案							
基本 目標	施策の方向	事業内容	区分	所管課	基本 目標	施策の方向	事業内容	区分	所管課			
5 推進 体制 の 充 実	(1)職員等に対する研修の充実	①DVに対する正しい理解のための研修の実施	DVやDV被害者についての理解を深めるための研修を行うとともに、窓口等における二次被害を防止するため、被害者への適切な対応や情報提供を行うための研修を行います。	継続	男女共同参画課 人事課	5 関係 機 関 等 の 連 携 強 化	1 職員等に対する研修の充実	29 DVに対する正しい理解のための研修の実施	職員や教職員に対し、DVやDV被害者についての理解を深めるための研修や、窓口等における二次被害を防止するため、被害者への適切な対応や情報提供を行うための研修を行います。	継続	男女共同参画課 人事課 学校教育課	
	(2)苦情に対する適切な対応	①苦情への適切な対応と情報共有	相談・支援に係る職員の対応等に関して、被害者から苦情が寄せられた場合、被害者の立場に立った適切な対応に努めるとともに、DV対策連絡会議で情報を共有します。	継続	男女共同参画課				9に移動			
	(3)庁内の連携体制の強化	①関係各課との連携	「DV対策連絡会議」を定期的で開催し、事例検討や課題解決を図るとともに、被害者が速やかに安心して情報提供と支援が受けられるよう、関係各課との連携を図ります。	継続	男女共同参画課		30 関係各課との連携	2 庁内の連携体制の強化	「DV対策連絡会議」を定期的で開催し、事例検討や課題解決を図るとともに、被害者が速やかに安心して情報提供と支援が受けられるよう、関係各課との連携を図ります。	継続	男女共同参画課	
									危険から逃れてきた被害者の情報について、必要となる担当窓口へ速やかに情報提供を行います。	継続		
									複雑・多様化している被害者の状況に対応するため、関係各課で情報を共有し、組織的な対応ができるよう、ケース会議を開催し、一層の連携を図ります。	継続		
									関係職員が適切な対応ができるよう、相談時の対応や関係機関との連携・流れを明記したマニュアルを活用し、被害者支援の充実を図ります。	継続		男女共同参画課 関係各課
	(4)関係機関・民間団体等との協力・連携	①関係機関・民間団体等による協力及び連携体制の強化	「DV対策関係機関連絡会議」を開催し、事例検討や取り組み課題の解決を図るとともに、更なる協力・連携の強化を図ります。	拡充	男女共同参画課		31 関係機関・民間団体等による協力及び連携体制の強化	3 関係機関・民間団体等との協力・連携	被害者が関係する団体との連携を十分に図って支援を行います。	継続	男女共同参画課	
			被害者支援に関わる人材の養成に努めます。	新規	男女共同参画課				「DV対策関係機関連絡会議」を開催し、事例検討や取り組み課題の解決を図るとともに、さらなる協力・連携の強化を図ります。	継続		
									被害者支援に関わる人材の養成に努めるために、関係機関・民間団体等と協力・連携します。	継続		